

This is a book that covers all the information that small businesses need to manage their businesses. We hope you will keep it in your office so that you can refer to it whenever you are struggling with management issues.

12  
FEBRUARY

BUSINESS

2026  
WINTER

# 商工会ニュース 増刊号

経営に役立つ情報をお届けする



### マル経融資（小規模事業者経営改善資金）をご活用ください

商工会員にはポピュラーな融資「マル経融資」。この融資は商工会の経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な事業資金を無担保・無保証人・低金利でご利用できる、国内で最強の融資です。

事業資金を検討している方は、まずは睦沢町商工会へご相談ください。

	運転資金	設備資金
資金用途	商品（材料）仕入資金 買掛（手形）決済資金 諸経費支払資金 他	事業の設備に係る資金
融資限度額	2,000 万円	
金利	2.30%（令和8年1月23日時点）	
返済期間	10年以内 据置期間：2年以内	
担保・保証人	不要	
事業規模	従業員が20人以下、商業・サービス業の場合は5人以下（宿泊業、娯楽業を除く）の法人・個人事業主の方（小規模事業者）	
貸付対象者	小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方 ・睦沢町商工会の経営指導を6ヶ月以上受けていること。 ・納期限の到来した税金を完納していること。 （納付すべき税額がゼロの事業者も本制度を利用できます） ・同一の商工会の地区内で1年以上事業を行っていること。 ・経営指導員の実地訪問等をうけること。 ・商工業者であり、日本政策金融公庫の貸付対象業種を営んでいること。	



### マル経融資と併用可能な融資制度「賃上げ貸付利率特例制度」もご検討ください

一般のマル経と併用して使うことにより、貸付利率が低減します。

制度の概要	
貸付対象者	創業後3か月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者（以下、「賃上げ予定者」という。） （最近の決算期において既に増加している者（以下、「賃上げ済みの者」という。）を含む。）
金利	貸付日から2年間の貸付利率を0.5%低減
制度適用のポイント	・「賃上げ予定者」、「賃上げ済みの者」とともに融資推薦者と併せて「賃上げ計画書」の提出が必要。 ・「賃上げ予定者」については、最近の決算期と比較して2.5%以上増加したことの事後確認（「賃上げ報告書」の提出）が必要。 ・一般マル経以外との併用は不可。

### 日本政策金融公庫は融資手続きについて電子契約サービスを推進しています

日本政策金融公庫では、2024年4月から融資契約手続きについて電子契約サービスを開始しました。マル経融資においても、融資決定後のご契約に際し電子契約を推進しています。不慣れな方でも対応できるように睦沢町商工会でサポートを行います。

- メリット1 契約書類への記入・押印や収入印紙の貼付が不要。
- メリット2 パソコンやスマートフォンから契約手続きを行うことができます。
- メリット3 いつでも電子契約サービス上にある契約書類の確認・ダウンロードが可能。ログインには専用のID・パスワードを利用するため、セキュリティも安心。

**融資を受ける際は「睦沢町商工業近代化資金利子補給金」もご利用ください**

睦沢町では、日本政策金融公庫の融資を受けた際に「利子補給金」を受けることができます。「利子補給金」とは、借入の際に支払う金利分を睦沢町が補填してくれる制度です。本制度を利用する際には条件がありますので、あらかじめご了承ください。

制度の概要	
対象貸付	日本政策金融公庫などが取り扱う設備資金
対象者	以下のいずれの要件も満たす者 ①徴税を完納していること。 ②主として、商工業により生計を維持していること。 ③町内で引き続き1年以上同一事業を営む者
補給金の対象	借入れ1件につき、1,000万円を限度
申請手続き	①契約書の写し ②償還計画表の写し ③町税納税証明書 ④直近の確定申告書の写し ⑤導入設備等に係る見積書 ⑥その他町長が必要と認める書類

**確定申告に向けた税務相談会を行います【チラシ参照】**

商工会では、税理士による所得税、消費税申告の個別相談会を開催いたします。他にも贈与税や相続税などの各種税金に関する相談も可能です。詳しくは別紙チラシをご覧ください。

- 開催日時：令和8年3月3日(火) 13:30~16:30
  - 開催場所：睦沢町商工会館
  - 講師：税理士 保泉 広道 先生
- ※相談は完全予約制です。ご予約は商工会までご連絡ください。

**中小企業省力化投資補助金〈カタログ型〉〈一般型〉が公募中です**

IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択し導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。この補助金は「カタログ型」と「一般型」の2種類が用意されています。詳しくはHPをご参照ください。



○カタログ型

補助対象の設備	補助上限額		補助率
補助対象として当補助金のカタログに登録された製品	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	

○一般型

補助対象の設備	補助上限額		補助率
省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステム	従業員数5名以上	750万円(1,000万円)	中小企業 1/2 小規模 2/3
	従業員数6~20名	1,500万円(2,000万円)	
	従業員数21~50名	3,000万円(4,000万円)	
	従業員数51~100名	5,000万円(6,500万円)	
	従業員数101名以上	8,000万円(1億円)	

※賃上げ要件を達成した場合、( )内の値に補助上限額を引き上げ。

### 第3回 新事業進出補助金が公募になります

新事業進出補助金とは、既存の事業とは異なる、新市場・抗付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援するものです。この補助金は以前の事業再構築補助金の後継となる補助金です。詳しくは右のQRコードからHPをご覧ください。



項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
活用事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦。</li> <li>・医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出。</li> </ul>
補助上限額	従業員数 20 人以下 2,500 万円 (3,000 万円) 従業員数 21～50 人 4,000 万円 (5,000 万円) 従業員数 51～100 人 5,500 万円 (7,000 万円) 従業員数 101 人以上 7,000 万円 (9,000 万円) ※補助下限 750 万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業計画期間において①事業場内最低賃金+50 円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乘せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業が企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
公募期間	令和8年2月17日(火)～3月26日(木) 18:00
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加してないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

### 第 19 回 持続化補助金が公募になります

持続化補助金（正式名称：小規模事業者持続化補助金）は、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けながら、自ら経営計画を策定して取り組む販路開拓や生産性向上のための費用を支援する商工会でもよく使われる補助金です。

公募期間は令和 8 年 3 月 6 日(金)～4 月 30 日(木)まで。下記の内容は補助金の概要です。詳しくはホームページをご参照ください。



枠の種類	要件	補助上限	補助率	補助対象経費
一般型〈通常枠〉	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	50 万円	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は 3/4	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費
一般型〈インボイス特例〉	免税事業者から課税事業者に転換	補助上限 50 万円上乘せ		
一般型〈賃金引上げ特例〉	事業場内最低賃金を 50 円以上引き上げる小規模事業者	補助上限 150 万円上乘せ		

### ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金をご紹介します

小企業・小規模事業者が生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を目的とした設備投資・システム導入を行う際に活用できる補助金です。製造業に限らず、商業・サービス業など幅広い業種が対象で、補助率・補助上限額は申請する枠によって異なります。詳しくは右の QR コードからチラシをご覧ください。



	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
目的	革新的な新製品・新サービスの開発の取り組みを支援	海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組み
対象者	日本国内に本社を置き、国内市場向けに事業展開を行う中小企業・小規模事業者	日本国内に本社を置き、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者
補助対象経費	設備投資費、システム構築費、試作開発費、外注費など	（グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ）海外旅費、通訳・翻訳費等が追加
補助率	中小企業：1/2、小規模事業者：2/3	
補助上限額	最大 2,500 万円（従業員数に応じて 750 万～2,500 万円）	最大 3,000 万円
申請方法	電子申請（J グランツ利用、G ビズ ID が必要）	
申請要件	基本要件①～③を全て満たす補助事業終了後 3～5 年の事業計画を策定し達成することかつ従業員数 21 名以上の場合は基本要件④も満たすこと ①付加価値額の増加 ②賃金の増加 ③事業所内最低賃金水準 ④従業員の仕事・子育て両立要件（従業員数 21 名以上の場合のみ）	左記に加え、のグローバル要件①～④のいずれかに該当すること ①海外への直接投資に関する事業 ②海外市場開拓（輸出）に関する事業 ③インバウンド対応に関する事業 ④海外企業と共同で行う事業

### IT 導入補助金をご紹介

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金です。対象となる IT ツール（ソフトウェア、サービス等）は事前に事務局の審査を受け、補助金 HP に公開（登録）されているものとなります。また、相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含まれます。詳しい情報は、専用ホームページをご覧ください。



補助対象	補助額	補助率
補助対象として登録されている製品等	最大 450 万円	1/2～4/5

### 事業承継・M&A 補助金が公募予定です

事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援する補助金です。この補助金は 4 つの枠が用意されています。詳しくは専用ホームページをご覧ください。



枠の種類	内容
事業承継促進枠	5 年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助
専門家活用枠	M&A 時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用、表明保証保険料等）を補助
PMI 推進枠	M&A 後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助
廃業・再チャレンジ枠	事業承継・M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助

### G ビズ ID を取得しましょう

G ビズ ID（ジービズアイディー）とは、法人や個人事業主向けの共通認証システムで、1 つの ID・パスワードで複数の行政サービスにログインできるものです。今後、各種補助金や、社会保険手続き、各種許認可申請などをオンラインで行え、事業者の常務負担軽減と行政手続きのデジタル化を推進します。今現在補助金の申請はほぼ G ビズ ID を使ったオンライン申請に変わってきていますし、今後もその勢いは加速することが予想されます小規模事業者にとって G ビズ ID の取得は必須と言っても過言ではないでしょう。

登録を検討される方は睦沢町商工会までお気軽にご相談ください。



### 専門家に電話・Zoom・LINE で相談しませんか？

中小企業診断士が電話・Zoom・LINE でお答えします。どんな些細な相談でも大丈夫です。お気軽にご利用ください。

TEL：043-305-5980（千葉県商工会連合会）

#### 【これまでの相談例】

- ・建設業を経営、物価上昇の影響で収益力が低下している。
- ・事業承継を考えているが、どのように進めたらいいかわからない。
- ・補助金の活用をしたいが、活用できる補助金や手続きがわからない。etc



### 睦沢町商工会は情報発信に力を入れています

睦沢町商工会は、この「商工会ニュース」以外に、ホームページや X（旧 Twitter）等でも情報発信しています。ホームページでは、商工会ニュースのバックナンバーの掲載や、事業する上でよく使う税務や労働保険関係の書類がダウンロードできるなど、経営に役立つものを目指しています。ぜひご活用ください。裏表紙の QR コードから飛ぶことができます。

## 補助金を活用している事業所をご紹介 vol.1 ～本格手打ちそば縁 編～

睦沢町上之郷で田園風景の中に“和”の雰囲気を感じさせるそば専門店「縁（えにし）」。第17回小規模事業者持続化補助金〈一般型〉の採択を獲得した店主のコメントをご紹介します。

### 【店主 秋山昌幸様からのコメント】

2009年からそば・うどん・和食料理等を提供してきましたが、コロナ禍以降業績が伸び悩んでいました。この和風な店舗をどうにか活用できないかと色々模索していたところ、妻の意向もありかき氷の販売を始めると決めたのですが、当然かき氷の提供には様々な設備投資が必要になりました。そのことを睦沢町商工会に相談したところ、設備投資費用の2/3が補助してもらえる「持続化補助金〈一般型〉」について教えてもらい、大木さんと一緒に事業計画を作成し補助金の申請をしたところ、無事に採択を受けることができました。補助金を獲得できたことはもちろん嬉しいですが、事業計画を作成したことで強みや数値目標が明確化できたことが一番良かったなと感じています。補助金はタイミングもありますが、うまく活用できてよかったです！



### 【経営指導員大木からのコメント】



縁さんは昼のみの営業形態ということもあり、今ある強みを活かした効率的な売上増加（販路開拓）を模索されていました。そんな中、睦沢町商工会で毎月開催している中小企業診断士の無料個別相談会も積極的に活用され、一緒に事業計画を作成。今回「アイスキューブメーカー」と「冷蔵ショーケース」を購入するのに持続化補助金の採択を受けることができました。補助金は最後の実績報告までを済ませることが重要。無事に補助金が入金されるまでサポートしてまいります！話は変わりますが、縁さんのそばは薫り高くて絶品です。ぜひ食べてみてくださいね。

## 先端設備等導入計画を活用しましょう

先端設備等導入計画を事業者が策定し睦沢町の認定を受けることで、生産性向上に資する償却資産の固定資産税の特例（減免）を受けることができます。この特例を受けるためには、工業会が発行する「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」が必要になります。設備取得前に設備メーカーに対象になるか、証明書を発行できるかの確認が必要になります。



計画の作成については睦沢町商工会でもサポートしておりますので、設備を購入する前にお気軽にご相談ください。

## 経営力向上計画を活用しましょう

経営力向上計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。具体的なメリットとしては、取得した設備の即時償却等の税制面の措置、認定事業者に対する補助金における優先採択等です。コチラも先端設備等導入計画と同様に、工業会が発行する「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」が必要になります。証明書を取得した場合には、先端設備導入計画と併せて申請しましょう。



計画の申請は睦沢町商工会でもサポートしております。設備を購入する前にお気軽にご相談ください。

## 所得税の基礎控除等が改正、確定申告を行う際は注意しましょう

令和 8 年に入り毎年恒例となっている確定申告の時期が近づいてきています。今回は所得税の「基礎控除」と「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設、「扶養親族等の所得要件」の改正が行われましたので注意しましょう。

### (1) 基礎控除の見直し

以下のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されます。

合計所得額	基礎控除額
132 万円以下	95 万円 (改正前：48 万円)
132 万円超 ～ 336 万円以下	88 万円 (改正前：48 万円) ※令和 9 年分以降は 58 万円
336 万円超 ～ 489 万円以下	68 万円 (改正前：48 万円) ※令和 9 年分以後は 58 万円
489 万円超 ～ 655 万円以下	63 万円 (改正前：48 万円) ※令和 9 年分以後は 58 万円
655 万円超 ～ 2,350 万円以下	58 万円 (改正前：48 万円)

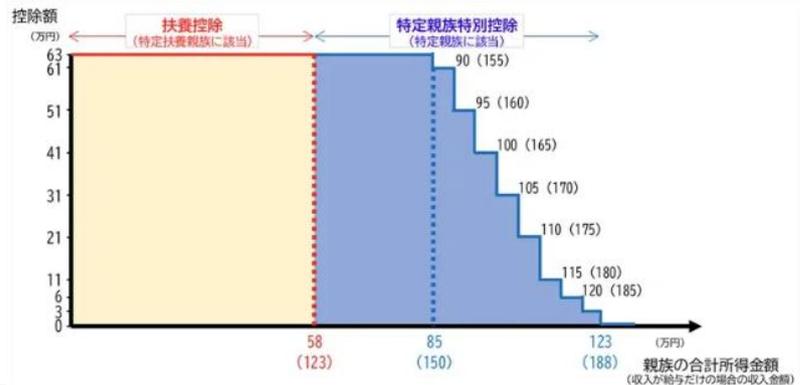
### (2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

また、給与所得控除の改正に伴い、令和 7 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

### (3) 特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除とは同一生計の 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得 58 万円超 123 万円以下（収入が給与のみなら 123 万円超 188 万円以下）の場合が該当します。(右図)



### (4) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

要件	金額
扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件	58 万円以下 (改正前：48 万円以下)
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	58 万円以下 (改正前：48 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (改正前：48 万円超 133 万円以下)
勤労学生の合計所得金額の要件	85 万円以下 (改正前：75 万円以下)

また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円 (改正前：55 万円) に引き上げられました。

## 消費税の 2 割特例を適用している事業所は期限にご注意ください

消費税の 2 割特例とは、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が適用できる軽減措置のことです。

この 2 割特例を適用できる期間は「令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間」となっています。簡単に言うと、個人事業主の方は令和 8 年分の申告までが適用、法人であると令和 8 年 9 月 30 日が属する年度の申告が適用となります。また、個人事業主に限りこの軽減措置終了後に 2 年間 3 割特例を導入することが閣議決定されましたのでご注意ください。(令和 9 年及び令和 10 年)



### インボイスを取り消す場合は申請期限にご注意ください

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、2023年10月1日から施行された消費税の仕入れ税額控除に関する新しい制度です。それまでは、売上1,000万円未満で免税事業所として運営していたがこれをきっかけに消費税の課税事業者になった方も多いのではないのでしょうか。しかし課税事業者になったはいいものの、納税が厳しくやっぱり免税事業者に戻そうかな、と考えている方もいるかもしれません。

インボイスを取り消す場合は、税務署に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出が必要になります。登録の効力を失う日は「届出書を提出した日の翌課税期間の初日」。また、翌課税期間の初日から登録を取り消す場合は、「翌課税期間の初日から起算して15日前まで」に届出書を提出する必要があります。

簡単に言うと、令和9年1月1日からインボイス登録を取り消す場合の申請期限は令和8年12月17日(木)まで。ご注意ください。



### 建設業で労働保険を成立している事業者は一度内容を見直しましょう

建設業で労働保険に加入しているに事業所で、「建設現場や通勤時のケガを補償する労災保険（通称：末尾5）」と「雇用保険（通称：末尾2）」を成立している事業所がほとんどだと思います。しかしこの2種類だけだと以下の場合に労災の適用になっていないことがあります。

- ①土場・資材置き場等での作業（※）や事務所施設内での作業
- ②見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）

※土場・資材置き場等での整理作業には、型枠・重機・電動工具等の清掃・整理整頓・メンテナンス作業等があります。

上記①～④の作業がある事業者は、別で「事務所等の労災保険（通称：末尾6）」を成立させなければなりません。もう少し簡単に言うと、事務員を雇っている場合や倉庫作業を行う事業所はこの保険を成立する必要がありますのでご注意ください。

### 商工会では労働保険の事務委託を承っております

パート・アルバイトに関わらず労働者を1名でも雇用している事業所は、業種や規模を問わず必ず労働保険に加入しなければなりません。労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、商工会ではこの労働保険に関わる事務委託を行っております。商工会へ委託するメリットも多くあります。また委託するには条件もありますので、気になる方はお気軽に商工会までお問い合わせください。

#### メリット1 事業主や会社役員も労災に加入できます

労働保険は「労働者」のための国が運営する社会保険制度のため、事業主や会社役員は原則加入できません。しかし、商工会に事務委託を行った場合、労働者や会社役員も労災保険に加入することができます。これを「特別加入制度」といいます。

#### メリット2 労働保険料の3回に分納できます

労働保険料の納付は原則一括納付になっていますが、商工会に委託を行った場合は3回に分割し納付することができます。

#### メリット3 雇用保険の資格取得及び喪失手続きなどが簡単です

従業員を雇った場合や辞めた場合、雇用保険の手続きが発生しますが商工会が代行いたします。また退職する従業員から離職票を求められた場合、会社はこれに応じなければなりません。商工会では離職票の作成をはじめとする雇用保険の手続きを代行いたします。

### 労保連労働災害保険（通称：上乗せ労災）をご活用ください

労保連労働災害保険とは、全国労保連（労働保険事務組合連合会）が運営している国の労災保険に上乗せして補償する法定外補償保険です。労働保険事務組合に事務委託されている事業主様だけが契約できる保険です。加入するメリットは以下のとおり。詳しくは睦沢町商工会へご相談ください。

- メリット1 従業員が業務時や通勤時にケガをして休業補償を使用した場合、通常は給与の80%しか支給されません。しかし労保連労働災害保険に加入することにより残りの20%も補償され、給与を満額受け取ることができます。
- メリット2 特別加入者も加入することができます。
- メリット3 法人の場合、損金算入が認められています。
- メリット4 建設業の事業所が契約している場合、公共工事入札時の経営事項審査で15点加点されます。

### 従業員を雇用する場合、必ず法定帳簿を整備しましょう

労働基準法では労働者を雇用する事業者に対して、労働者名簿や賃金台帳、出勤簿、年次有給休暇取得管理簿を法定帳簿として整備し、保存することを義務付けています。これらの法定帳簿を正しく作成し運用することで、適正な労務管理を行っていくことが求められています。

#### 1. 労働者名簿

労働者名簿は、日々雇い入れられる者については調製する必要ありませんが、従業員退職後も3年間の保存義務があります。記載しなければならない事項は次のとおりです。

- ①氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑦雇い入れの年月日、⑧退職の年月日およびその事由（退職の事由が解雇の場合は、その理由を含む）、⑨死亡の年月日およびその原因

#### 2. 賃金台帳

記載する事項は次のとおりです。

- ①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間、⑥時間外労働、休日労働、深夜労働の時間数、⑦基本給・手当・その他賃金の種類ごとにその額、⑧賃金の一部を控除した場合はその額

なお、年末調整の際に使用する源泉徴収簿は、記載事項を満たしていないので、賃金台帳としては認められません。また、労働者名簿と異なり、日々雇い入れられる者についても、調製する必要があります。保存期間は3年間。

#### 3. 出勤簿またはタイムカード

各月の出勤状況（時間外労働の時間等）が確認できるもの。使用者には、労働時間の管理義務があるので、始業と終業の時刻の記載も必要です。保存期間は3年間。

#### 4. 年次有給休暇管理簿

労働者ごとに作成する必要があります。記載する事項は次のとおりです。様式は任意で保存期間は3年間。

- ①取得日、②付与日、③日数

### 令和10年10月～、雇用保険加入対象者が拡大されます

令和10年10月1日より、雇用保険加入義務の条件が改正される予定です、注意しましょう。

#### 【変更点】

	改正後	改正前
加入条件	1週間あたりの所定労働時間が <u>10時間</u> 以上で、31日以上の雇用見込みがある方	1週間あたりの所定労働時間が <u>20時間</u> 以上で、31日以上の雇用見込みがある方

### 36 協定や就業規則などの書類整備も行いましょう

36 協定（さぶろくきょうてい）とは、労働基準法第 36 条に基づき、会社が従業員に法定労働時間（1 日 8 時間・週 40 時間）を超えて残業や休日労働させる場合に、労使（会社と労働者側）が書面で合意し、労働基準監督署に届け出る協定のことです。

また、就業規則とは企業が労働者の賃金・労働時間・休日などの労働条件や職場内の規律（服務規律、懲戒など）を定めた社内ルールブックで、労使間のトラブルを防ぎ、円滑な職場運営を行うために不可欠なものです。常時 10 人以上の労働者を使用する事業場では作成・届出が労働基準法で義務付けられており、従業員に周知する必要があります。こちらも労働基準監督署への提出義務がありますので注意しましょう。

### キャリアアップ助成金を活用しましょう

キャリアアップ助成金とは、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者と  
いったいわゆる非正規雇用の労働者（以下、「有期雇用労働者等」という。）の  
企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施  
した事業主に対して助成するものです。

詳しくはホームページを参照いただくか、最寄りのハローワークへお問い合わせ  
ください。



正社員化 支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に 転換
処遇改善 支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し 3%以上増額
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金 規定等を新たに規定・適用
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与または退職金制度を 導入し支給または積立てを実施
	社会保険適用時処遇改善コ ース (令和 8 年 3 月 31 日まで)	有期雇用労働者等を新たに社会保険に適用させると ともに、収入を増加させる（手当支給・賃上げ・労働 時間延長）または、週所定労働時間を延長し、社会保 険に適用させる

### 「下請法」が「取適法」に改正されます（令和 8 年 1 月 1 日施行）

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」が「下請代金支払遅延等防止法及び下請  
中小企業振興法の一部を改正する法律（取適法）」に改正されます。適用対象、義務、  
禁止行為等様々な点の変更がなされています。詳しくは右の QR コードから HP をご  
覧ください。



### プレスリリースをご希望の方はぜひご相談ください

睦沢町商工会では「PR TIMES」を活用した、プレスリリースに力を入れて  
います。販路開拓や売上増加を目的とし、新聞やテレビなど各種メディアへ  
プレスリリースしたい方は睦沢町商工会までご相談ください。

#### 【活用例】

- ・ 飲食店が新メニューを開発したので各種メディアで取り上げてほしい。
- ・ 既存事業を活かして別の事業をスタートさせたので各種メディアで取り上  
げてほしい。



## 中小企業診断士など専門家の無料相談をご利用ください

中小企業診断士の先生に無料で相談できます。不定期ではありますが睦沢町商工会に来ていただいておりますので、補助金申請や経営の相談などにご利用いただけます。まずは商工会へご相談ください。

### 【相談例】

新たに設備を導入するのにいい補助金を教えてほしい。インボイスや電子帳簿保存法の対応法を教えてほしい。材料価格高騰により利益が減少してて何とかしたい。息子に事業承継したいんだけど何すればいいの？ etc

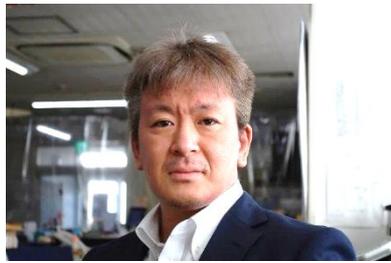
### 【専門家の紹介】 中小企業診断士 永見 周太郎 先生

大手筆記具メーカー(三菱鉛筆株式会社)に勤務し、新商品企画部門で約8年間、主にボールペン新商品の企画～発売や、中長期の商品戦略策定等を数多く担当のち、中小企業診断士・経営コンサルタントとして活動しております。

経営に関する悩みは多種多様だと思います。お一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。「何が分からないかが分からない」でも構いません。一つ一つ丁寧に課題を整理し、有効な次の一手が打てるようサポートして参ります。



### 【経営指導員大木からのコメント】



永見先生は私が昔からお世話になっている先生で、持続化補助金やものづくり補助金などの相談があった際には、頻りに永見先生に助言をいただいていた。永見先生はどんな些細な相談にも乗ってくれるのはもちろんのこと“商工会員のために動いてくれる”私が最も信頼している中小企業診断士です。昨今では補助金を活用する方が増加していることもあり、補助金の申請書のレベルは年々上がっています。採択率を上げるためには診断士との相談は必須と言っても過言ではありません。補助金申請を考えている方はぜひ永見先生に相談してみてください。

## 専門家に経営相談しませんか？

商工会では中小企業診断士をはじめとした専門家へ無料相談ができます。相談の際は先生の選定や日程調整などで少し時間を要しますので早めにご相談いただくと幸いです。また予算がなくなり次第終了となります。ご相談は睦沢町商工会までご連絡ください。

<p>相談できる 専 門 家</p>	<p>中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、行政書士、司法書士、弁護士、販売士、情報処理技術者、ファイナンシャル・プランニング技能士、弁理士、建築士、省エネ診断士、宅地建物取引士、ITコーディネーター、ウェブ解析士、事業承継支援マスター、事業承継・M&amp;A エキスパート、ビジネス法務エキスパート、ビジネスマネジャー、基本情報処理技術者、食品衛生責任者、調理師、HACCP コーディネーター、ソムリエ 他多数</p>
<p>相 談 例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設備を導入するのにいい補助金を教えてほしい。</li> <li>・SNS を活用して売上を上げたいけどどうすればいいの？</li> <li>・インボイスや電子帳簿保存法の対応法を教えてほしい。</li> <li>・材料価格高騰により利益が減少してて何とかしたい。</li> <li>・息子に事業承継したいんだけど何すればいいの？ etc</li> </ul>

## 事業承継に関するご相談ください

事業承継とは、会社の経営権や資産、経営理念、ノウハウなどを後継者に引き継ぐこと。単に社長を交代するだけでなく、事業全体を次世代につなぎ、社会の持続的な発展を目指すプロセスを指し、主に3つの方法があります。

### (1) 親族内承継

経営者の子や配偶者、その他の親族に事業を引き継ぐ方法です。長年の準備期間を確保しやすく、従業員や取引先の理解も得やすいというメリットがあります。

### (2) 社内承継

親族以外の役員や従業員に事業を引き継ぐ方法です。会社の事業内容や社風を熟知している人物が後継者となるため、スムーズな引き継ぎが期待できます。

### (3) 第三者承継 (M&A)

株式や事業を社外の第三者企業に売却・譲渡する方法です。後継者が見つからない場合でも事業を存続させることができ、売却益を得られるメリットもあります。

日本の企業の約 99.7%が中小企業であり、雇用者では全体の約 70%が中小企業で働いていると言われています。その中小企業の社長の年齢を見ると、58.4%が 60 歳以上、28.1%が 70 歳以上となっており、全国的に社長の高齢化が進んでいるため、国も事業承継に力を入れてきています。

商工会では事業承継の各種相談に応じております。(株)日本政策金融公庫や千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等の制度を活用し、後継者へスムーズに事業を明け渡す支援から、また後継者が見つからない場合は第三者の譲受希望者を探すところから支援を行います。まずは商工会へお気軽にご相談ください。

※商工会は相談内容について守秘義務を遵守します。

## 給与を支給する際の通勤手当の非課税限度額が上げられます

令和 7 年 4 月 1 日から通勤手当の非課税限度額が改正になりました。従業員を雇っており、また通勤手当を支給されている事業所は注意しましょう。改正後の非課税限度額は以下の通り。

※下記の内容は変更された箇所のみ抜粋しています。

区分		課税されない金額	
		改正後	改正前
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が 55 km以上	38,700 円	31,600 円
	通勤距離が 45 km以上	32,300 円	28,000 円
	通勤距離が 35 km以上	25,900 円	24,400 円
	通勤距離が 25 km以上	19,700 円	18,700 円
	通勤距離が 15 km以上	13,500 円	12,900 円
	通勤距離が 10 km以上	7,300 円	7,100 円

## 経営革新計画を策定しませんか？

経営革新計画とは、中小企業が新たな事業活動（新製品の開発、新サービスの提供、新たな生産・販売方式の導入、研究開発など）に取り組むことで経営の向上を図り、その具体的な目標や手段を明確に示した 3～5 年を目安とする中長期的な経営計画です。

この計画は、「中小企業等経営強化法」に基づき都道府県知事や国の地方経済産業局が承認する制度で、計画が認められると信用保証の特例、融資制度の優遇、販路開拓支援などの各種支援策が活用可能になります。

また、計画策定を通じて自社の強みや課題が明確になり、従業員との共通理解や中長期的な視点での戦略的経営を実行できるようになる点も特徴です

これから作成をお考えの方は、睦沢町商工会へご相談ください。



## もしものために…、火災共済に入りませんか？

みなさまの建物、什器・機械設備・商品が火災や自然災害により損害を受けた時の補償です。千葉県火災共済協同組合の保険なので割安です。お気軽に商工会へご相談ください。

### 補償内容



火災



落雷



破裂・爆発



風災・雪災・雹災



水災



物体の落下・飛来・衝突



水濡れ



騒擾・集団行動などに伴う  
暴力行為、労働争議



盗難

## 商工会の福祉共済に加入しませんか？

福祉共済とは、中小企業・小規模事業者の皆様を応援している全国商工会連合会が運営し、商工会員の皆様のご加入いただけるけがや病気を保障する共済制度です。熱中症にも対応しており今では14万人以上の会員の皆様にご利用いただいています。気になる方はお気軽に商工会へご連絡ください。

### 「けが」の補償

満6歳～80歳\*1

けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します

傷害プラン 2,000円コース

傷害プラン 3,000円コース

傷害プラン 4,000円コース

傷害ライトプラン

補償  
拡大

シニア傷害プラン

### 「個人賠償」の補償

他人に対して法律上の損害賠償  
責任を負った場合に補償します

「個人賠償」の補償は付帯されません

### 「個人賠償」の補償

他人に対して法律上の損害賠償  
責任を負った場合に補償します

### 「病気」の補償※

満6歳～74歳\*2

疾病による入院、手術等を  
補償します

医療特約

シニア医療特約

### トータル「がん」補償

満6歳～74歳\*2

がん・けが・疾病による  
入院、手術等を補償します

トータル「がん」プラン

シニアトータル「がん」プラン

※「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます

\*1.継続加入は満85歳まで

\*2.継続加入は満80歳まで

### 「けが」の補償

けがによる死亡・後遺障害、  
入院、手術、通院を補償します

※共済金をお支払いする場合、共済金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご確認ください。

#### ●お支払い事例



2,000円  
コース加入

33日間入院で  
**264,000円**  
お支払い

仕事中、ベルトコンベアに左手  
を巻き込まれ、左腕を骨折。



2,000円  
コース加入

46日間入院で  
**368,000円**  
お支払い

ゲレンデで、バランスを崩し転倒。  
右肩を強く打ち、肩腱板断裂。

### 熱中症とは

急激かつ外来による日射または熱射に  
より身体に障害を被ったことをいいます

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご確認ください。

#### ●例えば、このような熱中症になったとき



猛暑の中、工事現場作業中に  
熱中症になってしまった。



猛暑の中、スポーツをしていたら  
熱中症になってしまった。

## 中小企業退職金共済（中退共）制度をご紹介

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。



詳しくはこちら

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234  
FAX (03) 5955-8211

パートタイマーさんや  
家族従業員も加入できます

### 簡単

- 外部積立型で管理が簡単
- 退職金試算額もお知らせ

### 有利

- 掛金の一部を国が助成
- 掛金は全額非課税

### 安心

- 確実な退職金支払
- 安心の資産運用

中退共の  
退職金制度なら

退職金  
社長の決断、  
応援します。

## マイナンバーカードを作成しましょう

マイナンバーカードとは、12桁の個人番号（マイナンバー）が記載された顔写真付きの IC カードで、本人確認書類、マイナンバー証明書、そして電子証明書を搭載し、行政手続きのオンライン申請（e-Tax など）、コンビニでの証明書発行（コンビニ交付）、健康保険証としての利用（マイナ保険証）など、様々な行政サービスや民間サービスで活用できる日本の国民 ID カードです。

今後確定申告等の行政手続きが、電子手続き中心に変わってくることが予想されます。まだお済でない方はマイナンバーカードの手続きを完了させておきましょう。



## 経営指導員大木の編集後記 vol.9

2月9日はマンガの神様と言われた手塚治虫さんの命日だそう。私は手塚治虫さんよりもドラゴンボールやスラムダンクが掲載されていた、いわゆるジャンプ世代で、今思い返すと週刊少年ジャンプに掲載されるマンガは経営の本質を映しているのかもなと感ずることがあります。

ジャンプの編集方針が「友情・努力・勝利」というのは有名ですが、これは単純な精神論ではなく、資本経営に置き換えられます。

まず「友情」は、経営で言えば信用力です。

金融機関、投資家、取引先、社員との関係性は、収益以上に会社を支えます。資金繰りが厳しい局面で差が出るのは、数字よりも「誰が支えてくれるか」です。ジャンプの主人公が仲間を増やすように、企業も信頼を積み上げる必要があります。

次に「努力」は、根性ではなく財務設計です。

主人公は敗因を分析し、勝ち方を再構築します。経営も同様に、固定費構造、投資回収、資本配分を設計し直すことが重要です。成長とは気合ではなく、資金の流れを整えることに近いともいえます。

最後に「勝利」は、利益額ではなくキャッシュが循環し続ける状態を作ることです。

短期黒字よりも、資金が詰まらない体質こそが企業価値になります。ジャンプが長期連載を重視するように、経営も一発より持続性が評価されます。

ジャンプの主人公である孫悟空や桜木花道は必ず大敗します。しかし、そこであきらめず、学習し、自己投資し直します。この姿勢は経営という PDCA 戦略のそれだなと感じます。

経営者とは主人公であり、同時に編集者でもあります。どこに資金を配分し、誰を育て、どの市場をターゲットに戦略を組むか。週刊少年ジャンプは私たちにそんなことも伝えようとしてたのかなと、30年越しにそんなことを思いました。



## 睦沢町商工会

千葉県長生郡睦沢町上市場 911-61

TEL : 0475-44-0112

FAX : 0475-44-1969

Mail : [info@mutsuzawa.or.jp](mailto:info@mutsuzawa.or.jp)



商工会 HP



X (旧 Twitter) アカウント